

宅地建物取引業法施行規則改正による変更届出書類の変更内容

(現 行)
 ※令和7年3月31日届出分まで

様 式 名	様式番号
宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書 (第1面～第4面)	第3号の4
誓約書	第2号 添付書類 (2)
専任の取引士設置証明書	// 添付書類 (3)
事務所を使用する権原に関する書面	// 添付書類 (5)
略歴書	// 添付書類 (6)
身分証明書	県任意 添付書類 (9)
登記されていないことの証明書	// 添付書類 (10)
事務所付近の地図 (案内図)	// 添付書類 (11)
事務所の写真	// 添付書類 (12)
貸借対照表及び損益計算書 (直前1年分) 【法人申請のみ】	// 添付書類 (13)
登記事項証明書【法人申請のみ】	// 添付書類 (15)



(変 更 後)
 ※令和7年4月1日以降受付分から

様 式 名	様式番号	変更内容
変更届出書 (第1面～4面)	第3号の4	(第1面) 見出しを「変更届出書」に変更
誓約書	第2号 添付書類 (2)	変更なし
略歴書 <u>(※注)</u>	// 添付書類 (3)	様式番号・内容変更 (代表者、役員、政令使用人用)
専任の取引士設置証明書	// 添付書類 (4)	様式番号改正
事務所を使用する権原に関する書面	// 添付書類 (7)	//
略歴書 (専任の宅地建物取引士等)	添付書類 (8)	※新設 (専任の宅地建物取引士、顧問・相談役用)
代表者等の連絡先に関する調書	// 添付書類 (9)	※新設
身分証明書	県任意 添付書類 (11)	様式番号改正
登記されていないことの証明書	// 添付書類 (12)	//
事務所付近の地図 (案内図)	// 添付書類 (13)	//
事務所の写真	// 添付書類 (14)	//
登記事項証明書【法人申請のみ】	// 添付書類 (17)	//

(※注)
 代表者、役員、政令使用人が専任の宅地建物取引士を兼任する場合には、「添付書類 (3) 略歴書」の作成に加えて「添付書類 (8) 略歴書 (専任の宅地建物取引士等)」の作成も必要になります。

宅地建物取引業者 変更届出に係る提出書類等一覧表

令和7年4月1日以降受付分から適用

提出書類	①				②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	留意事項	
	(第一面)	(第二面)	(第三面)	(第四面)																		
法人・個人の別 変更事項 オンライン申請書事項	※ 宅地建物取引業者名簿登録事項変更届出書様式	※1	※1	※1	※1																◆ 変更が生じた日から30日以内に届出をしてください(変更日は登録した日ではなく、届出書等で定めた変更日となります)。 ◆ 提出書類のうちA印のついているものは、宅地建物取引業法施行規則等で様式が定められており、県HPからダウンロードすることができます。 ◆ 各証明書は、発行日から3箇月以内のものが必要となります。 ◆ 専任については、フロア移動や増減、増設の場合であっても、事務所移転に準じた届出(⑩「第一面」、⑭及び⑯)が必要です。 ◆ 左記①～⑫中の※1・2・3については、申請書面に入力することになります。 ※1 オンライン申請の場合は、作成した様式や原本とPDF等に ※2 ファイル化し、アップロードしてください。 ※3 : 変更内容により手続が必要となりますので、各手続画面から申請等をしてください。	
	(1) 商号	○				○																1) 代表者は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥は不要。
	(2) 代表者(新任・姓名変更)	○				○																1) 当該役員が従事者にもなる場合は⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥は不要。
	(3) 代表者以外の役員(新任・姓名変更)	○				○																当該役員が従事者であって、業を専めた場合は⑭も届出。
	(4) 代表者以外の役員(退任)	○				○																移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。
	(5) 主たる事務所の移転	○				○																1) 移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。 2) 事務所削減の場合は③～⑥は不要。
	(6) 従たる事務所の移転・増減	○				○																1) 専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を届出。(注6)
	(7) 政令で定める使用人(新任・姓名変更)	○				○																政令使用人は従事者でもあるため、⑭も届出。
	(8) 政令で定める使用人(退任)	○				○																1) 専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を届出。(注6)
	(9) 専任の宅地建物取引士(新任・姓名変更)	○				○																政令使用人は従事者でもあるため、⑭も届出。
	(10) 専任の宅地建物取引士(退任)	○				○																1) 専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を届出。(注6)
	(11) 名称	○																				代表者は従事者でもあるため、⑭も届出。
	(12) 代表者(姓名変更)	○																				移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。
	(13) 主たる事務所の移転	○																				1) 移転後の従事者に変更しない場合は⑭は不要。 2) 事務所削減の場合は③～⑥は不要。
	(14) 従たる事務所の移転・増減	○																				1) 政令使用人は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を届出。
	(15) 政令で定める使用人(新任・姓名変更)	○																				政令使用人は従事者でもあるため、⑭も届出。
	(16) 政令で定める使用人(退任)	○																				1) 専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。 2) 姓名変更の場合は③～⑥の代わりに「戸籍抄本」を届出。(注6)
	(17) 専任の宅地建物取引士(新任・姓名変更)	○																				専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。
(18) 専任の宅地建物取引士(退任)	○																				専任の取引士は従事者でもあるため、⑭も届出。	

注1) 商業登記簿は、履歴事項全部証明書を提出してください。役員等の退任が確認できない場合、閉鎖事項証明書の提出をお願いします。
 注2) 成年被保佐人及び被保佐人とみなされる者(平成12年3月31日以前の禁治産者、準禁治産者)に該当しない旨並びに破産者に該当しない旨の証明書で、本籍地の市区町村において発行されるものです。
 注3) 平成12年4月1日以降、成年被保佐人及び被保佐人に該当しない旨の証明書で、法務局において発行されるものです。
 注4) ⑯は、宅地建物取引士が、個人の資格者として手続することを義務付けられている方が、複数代表制を採ること等を理由として、宅地建物取引業者の代表者ではない法人代表者に就任した場合は、提出書類のうち③、④、⑦及び⑧の提出は不要です。
 注5) 今現在、役員(監事・監督役等を除く。)として届け出られている方が、複数代表制を採ること等を理由として、宅地建物取引業者の代表者ではない法人代表者に就任した場合は、提出書類のうち③、④、⑦及び⑧の提出は不要です。
 注6) 専任の宅地建物取引士の姓名変更の場合には、戸籍抄本に代えて姓名の変更が確認できる「宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書」の控え又は写しでも可です。